

ファンドラップ相続

解約せず運用継続

いちよし証

いちよし証券は投資一任型の資産運用サービス「ファンドラップ」について、相続時に解約せずに運用資産を相続できるサービスを9日に開始する。同日以降は契約者の配偶者や子どもなどの相続人がいちよしのラップを購入した上で特約を付ければ、運用資産を引き継ぐ形で契約を続けられる。世代間のスムーズな資産移転を支え、家族単位で見た場合の運用効率を高める。いちよし証ではファンドラップ「ドリーム・コレクション」（ドリコレ）を低リスクで安定的な運用を行う「ベース資産」と位置付け、富裕層向けに提案している。純資産残高は6月末で2870億円を超える。

ファンドラップは顧客が金融機関と契約を結び、投資信託での資産運用を一任するという商品の性格上、そのままでは相続できないとの解釈が主流だ。顧客が死去すると契約も終了し、運用資産は現金化された上で相続人が受け継ぐケースが一般的だ。

ただ投資信託が運用開始時より値上がりしている場合、値上がり益に対してかかる約20%の譲渡益税は相続人が納める必要がある。また現金化と相場急落のタイミングが重なった場合は資産が目減りする懸念も出てくる。金融機関にとっても現金化はリスクだ。相続人が自社に口座を持たず、ファンドラップの契約も希望しない場合は資金流出になる。

いちよし証の新サービスではドリコレの契約者が相続人を指定。契約者の死去後に相続人がドリコレを引き継ぐ内容の特約を付けられるようにする。契約者の死去から1カ月をめどに、契約者のラップ口座にあるドリコレの投資信託を相続人のラップ口座に移す。ファンドラップという「箱」の相続ではなく、箱の中身だけをすでにある別の箱に移す形にすることで現金化に伴う問題を回避しつつ、スムーズに資産を引き継げるようにした。

日刊工業新聞社から著作権利用に関する許諾を受けています。

2024年9月6日(日刊工業新聞)20面より

- この資料は元資料の作成者・発行者の承諾を得ていちよし証券が複製し作成したものです。記事に記載されている見解は元資料の作成者・発行者によるものであり、当社ものではありません。また記事の内容や見解は予告なく変更されることがあります。
- この資料はお客様の投資の参考として利用いただくことを目的として作成したものであり、記載されている銘柄や商品の売買あるいは手法の利用・導入に関して当社が推奨するものではありません。



いちよし証券

商号等／いちよし証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第24号
加入協会／日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
2024年9月いちよし証券作成